

議案第54号

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部改正について

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

さぬき市支所及び出張所設置条例（平成14年さぬき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市長尾出張所の項中「長尾東900番地4」を「長尾東888番地5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第55号

さぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部改正について

さぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する」を「本市における情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な」に、「市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資」を「手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 条例等 次に掲げるものをいう。

ア 市の条例及び規則（議会の会議規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の市長以外の市の機関等（次号ウに掲げる者を除く。）の定める規程を含む。）

イ アに掲げるもののほか、申請、届出その他の手続に係る根拠となる規定で市の機関等が定めるもの（次号ウに掲げる者にあつては、市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）

ウ 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）により市が処理することとされた事務について規定する香川県の条例及び香川県の執行機関の規則

第2条第2号を削り、同条第3号ア中「市の機関」を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関」に改め、同号イ中「市の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）」を「アに掲げる機関の職員であつて法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められたもの」に改め、同号に次のように加える。

ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定に規定する指定管理者

第2条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「その他文字、図形等」を「、複

本その他文字、図形その他の」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「市の機関等は、申請等」を「申請等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他の方法が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、処分通知等」を「処分通知等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他の方法が規定されている」

に、「規則等」を「規則」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方式により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、作成等」を「作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定す

る」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条中「市の機関等が別に」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条第1項中「少なくとも毎年度1回、市の機関等（議会を除く。）」を「市の機関等」に、「して行わせ、又は行うことができる」を「する方法により行うことができる市の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「を取りまとめ、これを」を「について、」に改め、「方法により」の次に「随時」を加え、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第7条第1項を次のように改める。

市の機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関等の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第3項において「情報システムの整備等」という。）を講ずるよう努めるものとする。

第7条第2項中「市は」を「市の機関等は」に、「措置を講ずる」を「情報システムの整備」に改め、「情報通信の技術の利用における」を削り、「するよう努める」を「するために必要な措置を講ずる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市の機関等は、第1項の情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(以下「新条例」という。)の第3条及び第4条の規定は、この条例の施行日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

(さぬき市印鑑条例の一部改正)

4 さぬき市印鑑条例(平成14年さぬき市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項及び第5項中「さぬき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「さぬき市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

議案第56号

さぬき市公民館条例の一部改正について

さぬき市公民館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市公民館条例の一部を改正する条例

さぬき市公民館条例（平成14年さぬき市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 さぬき市志度公民館の項中「さぬき市志度5385番地1」を「さぬき市志度3779番地1」に改め、同表さぬき市長尾公民館の項中「さぬき市長尾東914番地1」を「さぬき市長尾東888番地5」に改める。

別表第2 さぬき市志度公民館の部を次のように改める。

さぬき市志度公民館	講座室1	100
	講座室2	200
	講座室3	200
	講座室4	100
	講座室5	100
	多目的室	200
	調理室	200
	小ホール	400
	中ホール	400
	大ホール（小ホール及び中ホールを一体的に使用する場合）	600

別表第2 さぬき市長尾公民館の部を次のように改める。

さぬき市長尾公民館	講座室1	100
	講座室2	100
	講座室3	100
	講座室4	200
	講座室5	200
	和室	200
	調理室	200
	ホール	600

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のさぬき市公民館条例に規定するさぬき市志度公民館及びさぬき市長尾公民館の使用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行

の日前においても行うことができる。

議案第57号

工事請負契約の変更について（令和4～5年度長尾小学校
校舎改築工事（建築））

令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 契約の目的 令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（建築）
- 2 契約の金額
変更前 一金1,391,500,000円
うち消費税及び地方消費税額126,500,000円
変更後 一金1,422,562,900円
うち消費税及び地方消費税額129,323,900円
変更額 31,062,900円の増
うち消費税及び地方消費税額2,823,900円の増
- 3 契約の相手方 香川県高松市上福岡町778番地1
株式会社藤木工務店 四国支店
四国支店長 川口英樹

議案第58号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産 学校備品一式
- 2 取得の目的 長尾小学校整備に伴う学校備品の購入
- 3 取得価格 一金58,476,000円
うち消費税及び地方消費税額5,316,000円
- 4 契約の相手方 香川県さぬき市志度1904番地16
株式会社ミツワ
代表取締役 山畑和照
- 5 契約の方法 指名競争入札